

市立学校臨時休校解除について

松江市教育委員会

1. 市立学校の臨時休校解除に伴う対応について

市立学校については、国の緊急事態宣言の期間延長にあわせ、5月31日(日)までを臨時休校としていたが、次の2つの理由により、5月18日(月)～5月22日(金)については分散登校の実施、5月25日(月)より臨時休校を解除し、学校を再開する。

理由

- ① 5月14日(木)、国の「緊急事態宣言」の島根県への適用が解除されたこと。
- ② 市内において新型コロナウイルス感染症の報告があった5月2日(土)から現在までおおむね2週間、感染者の発生がないこと。

臨時休校解除以降、各学校では「学校再開に向けた健康管理に関するガイドライン」(松江市版)に基づき、新型コロナウイルス感染防止に最大限配慮を行った上での学校運営を行う。

2. 分散登校、学校再開について

学校再開に向け、長期に渡る臨時休校の児童生徒への負担、また、中学校、義務教育学校、高等学校の最終学年における、進学等、学習面での不安を考慮する必要がある。
これらの負担、不安を極力取り除くため、以下のとおり、分散登校等の取組みを行うこととする。

(1) 分散登校(5月18日(月)～5月22日(金):週1～2日程度を目安とする)

① 児童生徒の状況把握のための分散登校

対象:小学校全学年、義務教育学校1～8年生、中学校及び女子高等学校の1年生、2年生
内容:生活状況、健康観察、課題の確認等

② 学習保障のための分散登校

中学校3年生、義務教育学校9年生及び女子高等学校3年生については、今年度早い時期に進学等のための学習保障が必要であることから、教科指導を実施する。
対象:中学校3年生、義務教育学校9年生、女子高等学校3年生
内容:教科指導

※(1)を実施する際の留意事項

3密を避ける、検温、「健康観察カード」による健康観察、マスク着用、手洗い・うがいの励行、教室の消毒等感染防止のための最大限の配慮を行う。

(2) 学校再開(5月25日(月)～)

全学年、通常授業日とする。(給食の提供を行う)

3. 臨時休校に伴う学習の保障について

市立小・中・義務教育学校全学年を対象に、7月20日(月)～7月31日(金)の平日8日間、給食提供を伴う一斉の授業日とする。とともに、各学校では、予定行事の振替え等を行い、授業時数を確保する。さらに、各学校では児童生徒の学習に遅れが出ないように、指導方法等に配慮を行い、学習指導を行う。
女子高等学校についても必要な授業時数を確保し、未履修がないようにする。

4. 児童クラブの開所について

公設児童クラブについては、臨時休校解除に合わせ、5月25日(月)から開所する。

5. その他

(1) 市立中学校等の部活動について

5月25日(月)から部活動を再開する。(詳細については、別途通知)

(2) 学校の預かりについて

これまでと同様、臨時休校期間中にやむを得ず家庭で児童生徒をみるができない場合、5月22日(金)まで学校で預かりを行う。